

個人情報に記載された診察券の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された診察券を誤って他の患者さんに誤交付してしまうという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Aの氏名・生年月日・患者番号

2 経緯

令和7年5月20日（火）

- ・患者Aが自立支援医療について質問をするため会計窓口を訪れるが、担当委託職員αが別件対応中だったため、委託職員βが診察券を預かり、委託職員αの机上に置いた。
- ・患者Aが早期対応を求めたため、委託職員αの代わりに委託職員γが自立支援医療について説明を実施。実施後に患者Aから診察券の返却が求められるが、委託職員αの机になく探索するも発見できないため、窓口内で紛失したと思い、新たな診察券を発行して患者Aに交付した。

令和7年6月24日（火）

- ・デイケアに参加するため来院した患者A及び患者Bが再来受付機で参加手続きを行い、それぞれ受付票をデイケア窓口に提出した。
- ・提出された受付票を整理していたデイケア担当の看護師が、患者Aの受付票が2枚あるため全ての受付票を確認したところ、患者Bの受付票が無いことが判明した。
- ・デイケア担当の看護師が患者Bに確認したところ、本人の診察券以外に患者Aの診察券を有していることを確認した。
- ・デイケア担当の看護師が委託職員の責任者に患者Bが患者Aの診察券を有していたことを報告し、5月20日に窓口内で紛失したと考えていた患者Aの診察券が、患者Bに誤交付されていたことが判明した。

令和7年6月26日（木）

- ・センター事務職員及び委託職員の責任者が、患者Aに経緯を説明した上で謝罪し、了解を得た。

3 誤って手渡した原因

- ・委託職員が、診察券を返却する際の氏名確認が不十分であった。

4 再発防止策等

- ・個人情報漏えいが発生した部署も含めて、センター内で書類の交付や返却時には、患者の氏名を漢字及びふりがなのフルネームで確認するよう改めて注意喚起を行った。